

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会 情報公開取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県介護支援専門員協会（以下「本法人」という。）の定款 63 条第 2 項の規定に基づき、本法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本法人は、この規定の解釈及び運用にあたっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするものとする。

(利用者の責務)

第3条 この規程に基づき情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 本法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(情報公開の方法)

第5条 本法人は、情報公開の対象資料に応じて、広告、公表、資料の事務所備え置き、インターネットの方法により情報公開を行うものとする。

(公開する資料)

第6条 前条に規定する対象資料のうち、次の資料はインターネット上で公開する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 前 7 号のほか、公開の申し出を受け、公開が必要と理事会が認めた資料（インターネット上での公開が妥当と判断された資料）

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本法人成立の日から施行する。